

公 売 財 産 明 細

執行機関名 長浜市

公売公告番号 長浜市公売公告兼見積価額公告（長整理第 1092 号）売却区分 1

公 売 財 産 の 概 要	JR北陸本線「長浜」駅の北東約930m（直線距離）に位置する。 対象不動産が属する近隣地域は、対象不動産を北東端に、南方約100m、西方約180mの各画地の範囲である。 令和8年8月28日現在、対象不動産の建物は住宅及び事務所並びに倉庫として使用しており、また、土地は建物の敷地及び賃貸借ありの駐車場として使用している。 登記地目、現況地目ともに「宅地」である。
法 利 的 用 規 状 制 況 等	主な公法上の規制等 ・市街化区域 ・準工業地域（建ぺい率：60%、容積率：200%） ・建築基準法第22条区域 ・大規模集客施設制限地区 ・居住集積区域（立地適正化計画） ・宅地造成等工事規制区域 ・景観計画区域（長浜市） ・屋外広告物第6種地域
公 そ 売 の 条 他 件	1. 面積は公簿表示によるものです。 2. 本物件の見積価額は、土地の評価額から建物の解体・撤去費用相当額を控除して算定しており、建物には財産的価値がないものとして評価しています。 3. 建物、工作物（塀・庭木・庭石・浄化槽等）及び敷地内の残置物の解体・撤去・処分は、すべて買受人の責任と費用負担において行うものとします。 4. 本物件は現況有姿のまま引き渡します。登記簿の表示と現況が異なる場合は、現況が優先します。 5. 本物件の入札の日から売却決定の日までの間において、市の責めに帰することのできない事由により、対象物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者が負担するものとします。 6. 長浜市は公売財産の引渡し義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退きなどは、すべて買受人自身で行なってください。また、隣接地との境界や構造物の所有権の確認は、買受人と隣接地所有者との間で行なってください。

長浜市は関与しません。

7. 本物件の土地に関して専門的な調査は行っていません。引渡し後に地中埋設物・旧建物基礎・土壌汚染・越境物等の隠れた瑕疵が判明した場合であっても、買受人は、売買代金の減額・損害賠償・契約の解除その他一切の請求をすることができません。
8. 解体工事等の際に地中埋設物その他予期しない構造物が発見された場合、その撤去費用も買受人の負担とします。
9. 本物件は、滞納者本人が占有（居住）しています。買受人が代金を納付し所有権を取得した後の、占有者との明渡し交渉、退去、残置物の処分等は、すべて買受人の責任と費用負担において行うものとします。公売には裁判所の競売のような引渡命令の制度はなく、占有者が任意に退去しない場合、明渡しには買受人自身による民事上の手続（交渉・訴訟等）を要する場合があります。長浜市は、占有者の退去及び物件の明渡しについて一切の責任を負いません。
10. 長浜市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合は役員も含む）は、公売財産を買い受けることができないため、この確認のために誓約書を提出していただきます。法人の場合は役員一覧も提出してください。
11. 公売保証金を納付した後でなければ入札はできません。
12. 公売保証金及び買受代金の納付は、現金に限ります。
13. 一度行なった入札は変更又は取消しはできません。
14. 登録免許税・登記費用等は買受人の負担とします。
15. 買受代金は一括納付とし、分割納付はできません。

執行機関名 長浜市

公売公告番号 長浜市公売公告兼見積価額公告（長整理第 1092 号） 売却区分 1

所 在 図



※所在図は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。

公売公告番号 長浜市公売公告兼見積価額公告（長整理第 1092 号） 売却区分 1

26

執行機関名 長浜市

公売公告番号 長浜市公売公告兼見積価額公告（長整理第 1092 号） 売却区分 1

写

真

上空から見た風景



北東方から対象不動産を臨む



北西方から対象不動産を臨む



南東方から対象不動産を臨む



南西方から対象不動産を臨む



写

真

北側境界付近（東側から撮影）



西側境界付近（北側から撮影）



南側境界付近（東側から撮影）



東側境界付近（北側から撮影）



※写真の赤線は現地の状況をイメージしやすくするために示したものであり、隣接地との境界確認については、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。